令和７年度八王子市消防団本部及び分団交付金交付要綱

第１条（趣旨）

この要綱は、消防組織法第６条に基づき市町村の消防責任を果たすため同法第９条により設立された八王子市消防団に対して、その運営に必要な経費として交付金を支出するにあたり、補助金等の交付の手続きに関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第２条（交付の対象）

交付の対象経費は、次のとおりとする。

１　本団（団本部）運営費

（１）本団等主催の各種研修事業及び会議開催に係る経費並びに消防活動等の任務遂行上必要とする飲食費を含む経費（機能別分団・学生隊を含む）

（２）他市団等関係機関との交流及び情報交換等の会議に要する経費

（３）音楽隊に係る経費等

（４）女性隊に係る経費等

２　分　団　交　付　金

（１）運　営　費　　分団主催の各種研修事業の参加経費及び消防活動等の任務遂行上必要とする飲食費を含む経費

（２）研　修　費　　分団主催の研修事業の参加経費

（３）通 信 連 絡 費　　火災出動連絡、訓練等の連絡経費

（４）会　議　費　　団活動の指針周知、訓練等の会議開催にかかる経費

（５）器具置場等管理費　　器具置場の清掃、軽微な補修・修理、消防自動車点検管理経費、消防活動物品等購入（ただし、購入価格 5 万円未満のものに限る）

第３条（交付金の額）

交付金の額及び算定方法は、分団部数及び団員数をもとに、予算の範囲内で交付する。

第４条（交付の方法）

交付金は、消防団の運営にかかる経費であり、事前に交付する必要があるため概算払とし、年２回に分け八王子市消防団からの請求により４月及び 10 月に交付する。

第５条（申請手続き）

八王子市消防団は、交付金申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて、前条に定める支給月の初日までに市長に提出するものとする。

なお、補助金等の交付の手続きに関する規則第６条第２項により、申請書記載事項の一部を省略するものとする。

第６条（交付決定及び通知）

市長は、交付金決定通知書（様式第２号）を八王子市消防団へ交付する。

第７条（精算）

１　一括精算とする。

２　八王子市消防団は、補助事業終了後１ヶ月以内に経費等の確定により交付金精算書（様式第３号）等を市長に提出しなければならない。

第８条（確定）

市長は、前条の規定による報告を受けたときは、精算書等の審査及び実態調査等により交付対象事業の成果が交付決定の内容及び交付条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、その旨を通知（様式第４号）するものとする。

第９条（終期の設定）

この要綱は、八王子市策定の「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行う。

第１０条（雑則）

１　八王子市消防団は、事業の内容及び経費の配分等を変更しようとするときは、八王子市消防団本部及び分団交付金変更交付申請書（様式第５号）を市長に提出し、市の承認を受けなければならない。市は、交付金変更交付決定書（様式第６号）により、八王子市消防団へ通知しなければならない。

２　八王子市消防団は、会計年度終了後、自主的に監査を実施するものとする。

附則

この要綱は、令和７年（２０２５年）４月１日から施行する。

様式第１号

八王子市消防団本部及び分団交付金　交付申請書

令和　　年　　月　　日

八王子市長　　初　宿　和　夫　殿

（申請者）

令和　　年度八王子市消防団本部及び分団交付金の交付について、下記のとおり申請します。

記

申請金額　　円

内　訳	（１）運　　営　　費	円
	（２）研　　修　　費	円
	（３）通 信 連 絡 費	円
	（４）会　　議　　費	円
	（５）器具置場等管理費	円

様式第２号

八安防第　　号
令和　　年　　月　　日

八王子市消防団
殿

八 王 子 市 長
初　宿　和　夫

令和　　年度八王子市消防団本部及び分団交付金の交付決定について（通知）

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

１．交 付 決 定 額　　円

内　訳	（１）運　営　費	円
	（２）研　修　費	円
	（３）通 信 連 絡 費	円
	（４）会　議　費	円
	（５）器具置場等管理費	円

２．交 付 の 条 件

（１）交 付 方 法　　指定する口座に２回に分けて振り込むものとする。

（２）交付日（予定）

第 １ 回 交 付 金	月　日	円
第 ２ 回 交 付 金	月　日	円

（３）実績報告等　　交付金の使途・管理は明確にし、事業終了後１カ月以内に経費等を確定し、交付金精算書を市長へ提出すること。

様式第３号

八王子市消防団本団・分団交付金精算書

令和　　年　　月　　日

八王子市長　初 宿　和 夫　殿

八王子市消防団

分団長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

令和　　年　　月　　日付　　八安防発第　　号により交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

１．　現況

分　　団　　名	八 王 子 市 消 防 団		
部　　数	箇 部	団 員 数	名
可搬ポンプ数	台	ポンプ車数	台

２．　実績

項　　目	金　　額　（円）
八王子市消防団本団・分団交付金 交付決定額	
（１）　実績額（A）	
（２）　交付金受領済額（B）	
（３）　精算額　（A）－（B）	

（注）　（A）の明細は、別紙「精算明細書」に記入すること。

様式第４号

八安防第　号

令和　　年　月　　日

八王子市消防団本部・分団交付金確定通知書

八王子市消防団

殿

八王子市長

初 宿　和 夫

令和　　年　月　　日付八王子市消防団本部・分団交付金精算書により完了報告を受けた事業については、次のとおり交付金の額を確定したので通知します。

項　　目	金　　額
交 付 決 定 額	円
交　付　済　額（A）	円
交 付 確 定 額（B）	円
精　　算　　額　（A）－（B）	円
備　　考	

様式第５号

八王子市消防団本部及び分団交付金　変更交付申請書

令和　　年　　月　　日

八王子市長　　初　宿　和　夫　殿

（申請者）

令和　年　月　日付　八安防第　号により交付決定のありました令和　年度八王子市消防団本部及び分団交付金の交付について、令和　年度八王子市消防団本部及び分団交付金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり変更申請します。

記

１　交付決定額　　円

２　変更申請額　　円

内　訳

	変更前	変更後	増減
（１）運　営　費	円	円	円
（２）研　修　費	円	円	円
（３）通信連絡費	円	円	円
（４）会　議　費	円	円	円
（５）器具置場等管理費	円	円	円

様式第６号

八安防第　　号
令和　　年　　月　　日

八王子市消防団
殿

八王子市長　初宿　和夫

令和　年度八王子市消防団本部及び分団交付金の変更交付決定について（通知）

このことについて、令和　年　月　日付　八安防第　号により交付決定した令和　年度八王子市消防団本部及び分団交付金は、下記のとおり変更したので通知します。

記

１　変更交付決定額　　円

内　訳
（１）運　営　費　　円
（２）研　修　費　　円
（３）通 信 連 絡 費　　円
（４）会　議　費　　円
（５）器具置場等管理費　　円

２　交 付 の 条 件

（１）交付方法

変更交付決定額より、第１回交付金を差し引いた金額を第２回交付金として指定する口座に振り込むものとする。

変 更 交 付 決 定 額　　円
第１回交付金　（4/1振込済）　　円
第２回交付金　（今回振込額）　　円

（２）交付日（予定）　令和　年　月　日

（３）実績報告等　交付金の使途・管理は明確にし、事業終了後１カ月以内に経費等を確定し、交付金精算書を市長へ提出すること。